

旅券発給手数料納付済証券売機仕様書

1. 件名
（長期継続契約）市川市パスポートセンター旅券発給手数料納付済証券売機賃貸借
2. 賃貸借期間
令和8年11月1日から令和14年10月31日（72カ月）
3. 契約形態
リース契約
4. 納入期限
令和8年10月31日
5. 担当部署
市民部 市川駅行政サービスセンター
6. 賃貸借物件
自動券売機一式（詳細は以下のとおりとする）
 - （1）機能要件
 - ア. 基本発券機能
紙幣及び貨幣を挿入または投入し、あらかじめ登録した指定するメニューボタンを選択決定することにより、旅券発給手数料納付済証（収入印紙及び千葉県収入証紙（令和9年1月以降、収入印紙納付済証のみ）の内訳・合計金額を印字）を発行し、必要に応じ釣銭を放出すること。
 - イ. 発行方式
1回の購入で必要件数を選択することにより、メニューごとにまとめて買いができ、選択メニューごとに領収書を発行できること。
 - ウ. 発行形式
旅券発給手数料納付済証（収入印紙及び千葉県収入証紙（令和9年1月以降、収入印紙納付済証のみ）の内訳・合計金額を印字）を券売機から発行できること。なお、納付済証は市川市指定のサ

イズとすることとし、専用の偽造防止の印字が施されたものとする
こと。

エ. タッチパネル方式

タッチパネルは22インチ以上とし、利用者が容易に操作できる
よう、ボタンサイズを選択及び画面のカスタマイズができること。

オ. 音声ガイダンス機能

利用者の操作サポートを可能とすること。

カ. 集計・印字機能等

メニューごと（旅券発給手数料納付済証（収入印紙及び千葉県収
入証紙（令和9年1月以降、収入印紙納付済証のみ）の内訳・合
計金額を印字）の発券枚数、売上金額、総売上金額の日計、累計
がプリントアウトでき、かつ売上金のみを計数しながら回収する
ことができること。

キ. ロール紙について

旅券発給手数料納付済証用のロール紙について、偽造防止の観点
から、図柄があらかじめ表面に印刷された粘着券のロール紙（図
1参照）の使用を原則とする。また、券売機本体のロール紙に関
しても営業中の紙切れなどにより業務に支障をきたさぬよう、最
大2ロールセットが出来るものであること。

（2）機器仕様

調達機器は、以下の参考製品、

グローリー株式会社 タッチパネル式券売機VT-T21シリーズ

または以下の仕様を有する同等品を選定すること。

ア. 使用通貨

紙幣：1万円、5千円、2千円、千円

硬貨：500円、100円、50円、10円

※2021年度及び2024年度の新紙幣発行の対応に関して
は、本件に含まれるものとする。

- イ. ボタン数
メニューボタンは6以上とし、ほかにまとめ買い・領収書ボタン等を備えるものとする。
- ウ. 紙幣収納方式
3区分整列収納とする。
- エ. 紙幣収納枚数
1万円、5千円、2千円、千円それぞれ、約200、100、200、600枚とする。
- オ. 硬貨収納枚数
500円、100円、50円、10円それぞれ、約350、1000、650、1000枚とする。
- カ. 売上金回収
売上金を計数しながら一括投出できること。
- キ. 表示機能
液晶表示ディスプレイ22インチ以上。
- ク. 外形寸法
設置スペース(900mm(W)×750mm(D)×2000mm(H))に設置可能であること。
- ケ. 電源
電圧：AC100V
周波数：50Hz

7. 納入場所

市川市市川南1丁目1番1号 ザ タワーズイースト 3階

8. 設置場所

市川駅行政サービスセンター 市川市パスポートセンター

9. 契約不適合責任

賃貸人は、賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる

履行の追完の責めを負うものとする。

1 0. 動産保険の付保

契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を賃貸人の負担により付保する。

1 1. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

1 2. 賃貸借期間満了後について

賃貸借期間の満了後、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により賃貸借物件の全てを撤収（当パスポートセンターの開庁時間を除く）すること。なお、賃借人は、賃貸借期間満了後に継続した賃貸借契約（再リース契約）を締結できるものとする。賃貸借を継続した場合には、賃貸借の終了後に賃貸借物件のすべてを撤収（当パスポートセンターの開庁時間を除く）すること。

1 3. 秘密の保持

賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とし、個人情報保護の観点から国際標準規格(ISO27001)を取得していること。

1 4. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはその権利を担保に供することはできない。

1 5. その他

- (1) 費用見積及び保守について、賃借料の積算に当たっては、機器本体及び設置費用、改造費用、搬入、設置費用をもとに賃借料の積算を行うこと。また、保守費用については積算に含まないこと。
- (2) 搬入、設置等（当パスポートセンターの開庁時間を除く）については、あらかじめ市川市担当者との日程等の調整を十分図ること。また、段ボールや発泡スチロール等の梱包物は設置完了後に持ち帰ること。券売機は使用可能な状態に調整し納入すること。
- (3) 本仕様に定めのない事項については必要に応じて賃借人と賃貸人が協議

の上、定めるものとする。

- (4) 契約の履行上疑義が生じた場合は、賃借人と協議の上、その指示に従うこと。
- (5) 賃貸人は暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (6) 令和9年1月から県証紙の販売が終了する予定であるため、令和8年12月末時点で、再度画面のカスタマイズをすること。

【図1】

旅券発給手数料納付済証用ロール紙

